

重要事項説明書

(介護老人福祉施設)

社会福祉法人聖テレジア会が設置運営する「七里ガ浜ホーム」は、次に定める基準に従って介護福祉施設サービス事業（以下「事業」といいます）を運営し、要介護状態にある利用者の皆様に対して、法律の定める料金体系のもとで、適正な介護福祉施設サービスを提供します。

1 施設の概要

事業所名	社会福祉法人 聖テレジア会 七里ガ浜ホーム
所在地	〒248-0033 鎌倉市腰越1-2-36
連絡先	電話 : 0467-31-6156 FAX : 0467-32-8802
事業者番号	1472100245
管理者	施設長 松下 寛
併設サービス	ショートステイ七里ガ浜（短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護） デイサービス七里ガ浜（通所介護、通所型サービス○） ホームヘルプ七里ガ浜（訪問介護、訪問型サービス○） 七里ガ浜高齢者相談支援センター（居宅介護支援）

2 法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 聖テレジア会
代表者名	理事長 明石 勝也
本部所在地・電話	〒248-0033 鎌倉市腰越 1-2-1 電話 0467-31-1360
業務概要	当法人はキリスト教的人類愛にもとづき社会福祉事業の趣旨に従い、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う。

3 事業の目的

「七里ガ浜ホーム」（以下「ホーム」といいます）は、介護保険法が定める指定介護老人福祉施設として、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」といいます）及び関連する各種サービスを提供することを目的とします。

4 運営の方針

- （1） ホームは、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、食事、排泄、入浴等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話等を明るく家庭的な雰囲気の中で行うことを基本方針とします。
- （2） ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って施設サービスを提供します。
- （3） 事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、地域の居宅

介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の事業者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 定員

定員	入所：100名	短期入所：12名
----	---------	----------

6 サービスの概要

・介護保険給付によるサービス

サービスの種類	内 容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと同時に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴	週に最低2回入浴していただけます。 利用者の状態に応じて一般浴、機械浴、シャワー浴、足浴、または清拭となる場合や回数を増やすこともあります。
離床	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
整容	必要に応じて、洗顔、更衣等のお手伝いをします。
シーツ交換	週に1回定期的に行いますが、必要に応じて随時交換します。
機能訓練	利用者の必要に応じて、一人ひとりの状態に合わせた機能訓練を機能訓練室あるいは居室にて行います。
相談・援助	利用者及び身元引受人等からの相談に応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
健康管理	当施設では、年1回健康診断を行います。 必要に応じて定期的な内科、精神科、歯科の回診を受けることができます。 回診に併せて健康相談サービスを受けることができます。
特別食の提供	医師の発行する食事処方箋に基づき、特別食の提供を行うことができます。 ただし、料金は別途頂きます。
レクリエーション・行事	当施設では季節ごとのレクリエーション活動・外出行事・お花見・クリスマス会等の行事をおこなっております。 行事によっては別途参加費がかかる場合もあります。
看取り介護	当施設では、利用者が医師の診断により、医学的知見から回復の見込みがないと診断されたとき、最期を迎える場所や治療等について、利用者本人の意思並びに家族等の意向を最大限に尊重いたします。当施設の「看取りに関する指針」に基づき、看取り介護を希望された利用者や家族等に対して、最期まで継続的に支援をいたします。当重要事項説明書末尾の「看取りに関する指針」をご参照ください。

・介護保険給付外のサービス

サービスの種類	内 容	備 考
食事	食事時間 朝食 7:30 ~ 8:30 昼食 12:30 ~ 13:30 夕食 18:00 ~ 19:00 食事はできるだけ離床して、食堂で召し上がっていただくよう配慮します。	料金をご負担頂きます
居住費	多床室ご利用の方は光熱水費を、個室ご利用の方は光熱水費と建物建設費、修繕・維持費の合計	料金をご負担頂きます
理美容代	定期的実施している理美容サービスの鎌倉理容組合奉仕会等への支払い代金	実費をご負担頂きます

クリーニング代	必要に応じて随時実施しているクリーニングの委託業者への支払い代金	実費をご負担頂きます
---------	----------------------------------	------------

※ 金額は、別紙の料金表をご参照下さい

7 職員の勤務体制等

事業所に勤務する職員の構成及び職務内容は次のとおりです。

(1) 施設長（1名）

施設の管理者として、職員の管理及びサービス業務の管理を行います。

(2) 生活相談員（1名以上）

利用者の心身の状況、生活環境を的確に把握し、利用者又はその家族に対し必要な助言や援助を行い、その相談に適切に対応します。また、入所のための相談、申込みの受付を行います。

(3) 介護職員（常勤換算38名以上）

施設サービス計画に基づき、快適な生活ができるよう必要な援助を行います。また、生活機能の維持向上が図られるよう努めます。

(4) 医師

利用者の健康状況をチェックし、医療上の指示を行います。

(5) 看護師（4名以上）

利用者の健康状況を把握し、健康保持、衛生管理に努めます。また、適正な与薬管理及び医療用具の管理を行います。

(6) 機能訓練指導員（1名以上）

日常生活を営むうえで必要な機能を維持し、その低下を防止するための訓練をレクリエーションや行事を通じて行います。

(7) 管理栄養士（1名以上）

利用者の心身の状況や嗜好を考慮した食事を提供できるよう計画し実行します。

(8) 介護支援専門員（1名以上）

利用者の施設サービス計画の作成、介護認定調査、介護認定申請の代行及び入所予定者の訪問調査等を行います。

(9) 事務職員

施設の庶務、人事事務、経理事務等を行います。

介護職員の勤務時間と人員

A勤・・・ 7：00～16：00 （6名）

F勤・・・ 7：20～16：20 （2名）

B勤・・・ 9：00～18：00 （4名）

C勤・・・ 10：30～19：30 （5名）

◎勤・・・ 11：00～20：00 （2名）

D勤・・・ 16：00～ 9：45 （5名）

※上記以外にも生活に合わせ、勤務時間帯を調整することがあります。

8 設備の概要

居室	個室	10室	(1室あたりの床面積	13.86㎡)
	2人部屋	3室	(1室あたりの床面積	22.07㎡)
	4人部屋	21室	(1室あたりの床面積	42.72㎡)
主な設備	食堂	1階-1室	2階-1室	
	ダイルーム	1階-1室	2階-1室	
	面談室		2階-1室	
	洗面所	各居室に設置		
	トイレ	1階-6箇所	2階-4箇所	
	医務室	1階-1室	2階-1室	
	静養室	1階-1室	2階-1室	
	機能回復訓練室		2階-1室	
	一般浴室	1階-1室	2階-1室	
	機械浴室		2階-1室	
損害保険	「施設の損害補償保険」加入			
非常時の対応	「消防計画」に基づいて対応			
防災設備	各種設備を完備、定期点検実施			
防災訓練	消防署の指導のもと定期的に実施			

9 利用料金

利用料金及び自己負担額については別紙「料金表」をご参照下さい。

また、市から交付された「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方はご提示下さい。ご提示された月から食費及び居住費が「介護保険負担限度額認定証」に記載された金額になります。ご提示のない時は、別紙「料金表 2. その他の費用」の金額となりますので、必ずご提示下さい。

生活保護を受けている方も減免になりますのでお申し出下さい。

10 施設利用にあたっての留意事項

面会・来所	面会・来訪は自由です。面会時間は原則として午前 8:30～午後 9:00 となっておりますので、ご協力願います。来所時は、1階受付窓口に備付けの面会用紙に必要事項をご記入下さい。また、お訪ねのフロア職員に声をお掛け下さい。
外出・外泊	外出・外泊は利用者の体調等に問題ないかぎり自由です。事前に施設までご連絡下さい。外出・外泊により食事をとらない場合、外出・外泊の3日前の朝までに申し出ていただければ食費より差し引いて精算します。
喫煙・飲酒	飲酒・喫煙については、利用者の健康に配慮して禁酒・禁煙をすすめています。個別の嗜好については、各フロアの職員にご相談下さい。喫煙は決められた場所で行うようお願いします。
利用者の所持金	利用者の所持金については、小遣い程度に留めて下さいますようご協力をお願いします。

所持品の持込	所持品の持込は、収納スペースの許容量範囲内をお願いします。お持ちいただいたものについてはフロア職員まで申し出て下さい。また、火器類等危険物の持込は、原則禁止となっております。
施設外での受診	受診は原則として当施設協力病院をご利用いただきますが、利用者の状況によっては、外部の病院を受診していただく場合もあります。また、利用者および身元引受人のご希望により鎌倉市外の病院で受診される場合は、身元引受人で付添いをしていただきます。
入院・退院	利用者が病気等で入院の必要が生じた場合、身元引受人に必ずご連絡します。入院・退院の際の手続きは、身元引受人に行っていただきます。入院が3ヶ月以上になった場合もしくは入院が3ヶ月以上になると医師が判断した場合、退院後も介護福祉施設への復帰はできないと医師が判断した場合は、退所となりますのでご了承ください。入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を事業者を支払うものとします。但し、特定入所者介護サービス費の給付対象で負担限度額の減免を受けている場合には、入院期間中の居住費の金額は、標準負担額を支払うものとします。なお、入院期間中に、契約者同意の上で短期入所生活介護の居室として使用する場合は、居住費の自己負担は発生しません。
宗教活動・政治活動	宗教活動・政治活動については、他の利用者への強要や、迷惑をかける行為をしてはならないものとします。
ペットの飼育	居室・共用施設もしくは敷地内においてペットを飼育することはご遠慮下さい。

11 事故及び緊急時の対応

サービスの提供中、事故や容態の急変等緊急の場合は、主治医等と協議をし、救急隊、協力医療機関、ご家族、市町村等への連絡等必要な措置を講じます。また、感染症対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策(医療機関への受診含む)を講じ、蔓延防止に努めます。

連絡先	氏名・名称	所在地・電話番号
主治医	鎌倉リハビリテーション 聖テレジア病院	鎌倉市腰越 1-2-1 0467-32-4125
ご家族		
その他の連絡先		

12 協力医療機関等

・協力医療機関

名称	鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院
住所	鎌倉市腰越 1-2-1
電話番号	0467-32-4125
診療科目	内科・整形外科
入院設備	ベッド数 128床

・協力歯科医療機関

名称	にしむら歯科クリニック
住所	鎌倉市梶原 1-5-12 ピュア湘南 201
電話番号	0467-42-6840
診療科目	歯科

※医療について

当施設の嘱託医師による健康管理や診療管理につきましては、介護保険給付サービスに含まれていますが、それ以外の医療費につきましては、医療保険適用により別途自己負担していただくことになります。

13 虐待防止に関する事項

施設は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

14 身体拘束に関する事項

施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

15 ハラスメントに関する事項

施設は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優先的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

16 BCP 計画について

施設は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

17 苦情について

サービスに関する入所者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

18 記録の保存について

施設は必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

19 秘密保持及び個人情報の保護について

- (1) 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。
なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- (2) 個人情報の使用にあたっては、次に記載するところにより、必要最小限の範囲内で使用することとします。

ア 使用する目的

- ・利用者への介護サービス提供
- ・介護保険事務
- ・利用者のために行う管理運営業務
- ・施設のために行う管理運営業務

イ 第三者へ提供

- ・介護保険事務等業務の一部を外部へ委託する場合
- ・他介護事業者との連携や連絡調整等が必要な場合
- ・利用者の受診にあたり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
- ・家族への心身状態や生活状況の説明
- ・研修等の実習生やボランティア受け入れにおいて必要な場合
- ・損害賠償保険等請求に係る保険会社等への相談・届出等

ウ 使用する期間

本契約が締結されている期間に限る。

エ その他

- A 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払う。
- B 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録する。

(3) 肖像権について

- 当施設のホームページ写真（ブログ含む）・パンフレット・施設内外研修・施設内掲示物・広報誌（こよみ）などにおいて、ご利用者の写真・映像を使用させていただく場合があります。

同意する

同意しない

20 相談窓口・苦情対応

- サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

当施設窓口	電話 : 0467-31-6156 FAX : 0467-32-8802 担当者 : 生活相談係
-------	--

- 公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

鎌倉市	住所 : 鎌倉市御成町18-10 電話 : 0467-61-3947 FAX : 0467 23-8700 担当 : 高齢者いきいき課
神奈川県国民健康保険団体連合会	住所 : 横浜市西区楠町27-1 電話 : 045-329-3447 担当 : 介護苦情相談係
	住所 : 電話 : 担当 :

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの開始にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

<施設> 所在地 鎌倉市腰越1-2-36
施設名 社会福祉法人聖テレジア会
介護老人福祉施設 七里ガ浜ホーム
代表者名 松 下 寛 印
説明者 印

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、施設から介護老人福祉施設サービスについて重要事項説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

<入所者>
住 所 _____
氏 名 _____ 印

<利用者の家族>
住 所 _____
氏 名 _____ 印

<代理人（身元引受人・後見人・保佐人・補助人）>
住 所 _____
氏 名 _____ 印
(入所者との続柄 _____)

七里ガ浜ホーム看取り介護指針

1. 入所者の意思及び身元引受人の意向が明確である場合に行います。
(文書及び記録、法的な文書、意思を表明する会話など)
2. 客観的判断(病状、身体的、精神的状態の変化がデータで示されている)となる情報を医師に提供し、終末期(ターミナル期)であると医師が判断した場合に行います。
3. 医師、看護師の夜間、深夜、休日の連絡体制を整えます。
4. 週1回の看取りカンファレンスを行います。
医師、看護師、介護職員、管理栄養士、生活相談員、ケアマネジャー、身元引受人(可能な限り)等、その他必要と思われる職員で構成し、議事録を作成します。
5. やむを得ず、緊急、急変時に介護職員が医療行為(吸引など)を行うことがあります。
6. 病状の変化により、食事や水分の経口摂取が困難になった場合に、医療的ケアを行うかどうかの意思確認を行います。
7. 穏やかな生活が維持できるように「個室」を確保します。
8. 希望する身元引受人には、入所者と一緒に過ごされる時間を確保するため、最大限の配慮をします。

看取り介護の理念

「七里ガ浜ホームで暮らす入所者の望み、願いができる限りかなえられるよう最大限の努力を尽くす」というケアの基本に基づいて、入所者が人生の最期まで七里ガ浜ホームで暮らすことを望み、願っている場合において、看取り期が穏やかで安らぎのある日々として過ごせるよう援助します。

看取り介護の目的

入所者の生き方を支え、入所者の望みにできる限り添えるような援助を継続していくことがケアの使命であることを認識し、その人にとって最も幸せな援助の方法が職種間の連携と身元引受人の協力を得て常に検討され、一日いちにちを大切に心を尽くして援助できるようにします。

看取り介護の定義

入所者が、医師によって「看取り期」と診断されたとき、当施設で最後まで暮らすことを希望する入所者の意思の確認と身元引受人やその他の関係者の理解、協力が得られた場合において、入所者が最後の時まで心安らかに穏やかに過ごせるよう日々、一刻を大切に見守り援助します。